

**医療区分1の利用者であっても重介護者は、ケア量、医療処置量ともに多い。**

	介護療養型 医療施設	老人保健施設	特別養護 老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
入所者の要介護度	4.30 (5は52.5%)	3.25 (5は16.3%)	3.79	2.55	2.6
認知症ランクⅣ以上の割合	44.1%	16%	34.5%	データなし	データなし
認知症ランクⅢの割合	9.8%	2.0%	6.4%	データなし	データなし
認知症ランクⅢ以上かつ寝たきり入所者の割合	75.8%	37.9%	57.2%	データなし	データなし

表1 介護療養型医療施設の入所者像入所者の要介護度については、厚生労働省作成 第43回社会保障審議会介護給付費分科会資料をもとに作成  
認知症ランクの割合については、厚生労働省発表平成18年介護サービス施設・事業所調査結果の概況より作成

	医療区分1	医療区分2	医療区分3
ADL区分3	141.3	150.7	190.4
ADL区分2	118.9	139.4	180.3
ADL区分1	84.9	105.6	120.0

表2 平成18年度慢性期入院医療の包括評価に関する調査 患者分類別ケア時間調査図表7より抜粋  
リハビリテーションスタッフを除いた患者一人当たり職種別人件費重み付けケア時間 単位分

	医療区分1	医療区分2	医療区分3
ADL区分3	26.4	39.0	58.2
ADL区分2	12.6	17.8	36.2
ADL区分1	10.3	16.6	20.2

表3 平成18年度慢性期入院医療の包括評価に関する調査 患者分類別医療処置時間図表8より抜粋 単位分

**医療区分1は、社会的入院であると宣伝するのは、虚であるといってもよい。この宣伝に、マスコミなども簡単に載せられている。ことは高齢者の生死にかかわることであり、安易に論じ決めつけることは慎むべきである。**